

○ 出席議員（16名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	高橋勝文	議員	4番	浦山文一	議員
5番	菅根光雄	議員	6番	佐東貞美	議員
7番	大場勇人	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	佐藤忠吉	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	蒲生光男	議員	12番	遠藤榮吉	議員
13番	阿部寿一	議員	14番	佐藤征勝	議員
15番	菅井儀一	議員	16番	富樫透	議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	遠藤直幸
代表監査委員	安達重晴		
事務局長	須藤正博	事務局次長	森谷健
会計管理者	佐藤浩之	事業課長	長瀬吉徳
総務係長	岡道弘	企画財政係長	吉村秀昭
資格管理係長	大井庄栄	給付係長	伊藤直人

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	須藤正博	事務局次長（兼務）	森谷健
書記（兼務）	岡道弘	書記	河内亮
書記	小玉隆宣		

○議事日程第1号

平成24年7月30日（月）午後2時 開議

第1 議席指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員指名

第4 諸報告

- ・例月出納検査報告
- ・定例監査報告

第5 議第8号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

第6 議第9号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7 議第10号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

第8 議第11号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第9 議第12号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

午後2時 開議

○議長(蒲生光男君) ただいまから、平成24年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

出席議員は、16名で定足数に達しております。

日程第1 議席指定

○議長(蒲生光男君) 日程第1 議席の指定を行います。

この度新しく議員になられた 遠藤 榮吉 議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

日程第2 会期の決定

○議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。

9番 佐藤 忠吉 議員、10番 佐藤 誠七 議員を指名いたします。

日程第4 諸報告

○議長（蒲生光男君） 日程第4 諸報告を行います。

監査委員から、平成24年2月から平成24年6月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、既に配布しております文書のとおり、平成24年6月21日に実施した定例監査結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第5 議第8号 及び 日程第6 議第9号

○議長（蒲生光男君） 次に、日程第5 議第8号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、及び日程第6 議第9号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） 議第8号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定、及び議第9号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

平成23年度 山形県後期高齢者医療広域連合一般会計 歳入歳出決算及び、後期高齢者医療特別会計決算につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、一般会計の決算から申し上げます。一般会計につきましては、歳入の収入済額合計は、6億7,766万9,558円であり、歳出の支出済額合計は、6億2,557万8,456円となることから、歳入歳出差引額は、5,209万1,102円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。特別会計につきましては、歳入の収入済額合計は、1,413億3,303万6,474円であり、歳出の支出済額合計は、1,389億4,799万8,334円となることから、歳入歳出差引額は、23億8,503万8,140円となっております。

また、制度上、療養給付費負担金等の精算が、次年度となることから、繰越金には平成24年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことを、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

決算の内容については、「主要な施策の成果報告書」と併せて、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） それでは、平成 23 年度の主要な施策の成果報告書概要について御説明いたします。

始めに、3 の保険給付事業です。平成 23 年度の給付額の合計は 1,355 億 3,729 万 5,098 円で、前年比約 30 億 9,200 万円、2.3%の上昇です。また、件数合計は 549 万 2,950 件で前年比 15 万 9,537 件、3.0%の増となっています。

下の表（1）療養給付費の内訳からは、保険給付事業の詳細になりますが、4 ページ（4）一人当たり年間平均給付額は、72 万 1,849 円です。ここに記載ありませんが、前年比 6,150 円、0.9%の増です。

次に（5）の審査支払手数料ですが、診療報酬の審査支払事務を山形県国保連合会に委託しております。①療養給付費、②療養費とも処理件数は増えておりますが、手数料は、毎年の軽減交渉により、単価の減額改定が行われ、総額で前年比で横ばい傾向です。（6）の電算処理手数料も、本年 3 月分から手数料単価が減額改定されております。

続きまして 4 の保健事業、（1）の健康診査事業ですが、被保険者の健康の保持や、糖尿病等の生活習慣病の早期発見を目的とし、県内全市町村に委託して実施しています。平成 22 年度からは健診項目を増やし、さらに 23 年度からは治療中の方も検診が可能になりました。29,707 人が受診し、受診率は 15.94%で、前年比 1.56%の増です。集団検診と個別健診があり、特に都市部での個別健診の増加がありました。今後も受診率向上に努めたいと思っております。

次の 5 の医療費適正化事業については、①のレセプト点検業務を国保連合会に委託して適正なレセプト内容なのかの点検等を行なっております、その点検結果が②点検実施結果となっております。

次に（3）医療費通知事業ですが、被保険者に受診状況や医療給付費を認識いただくこと等を目的に、年 3 回通知を行っております。（4）ジェネリック医薬品利用促進差額通知事業は医療費の抑制のために平成 23 年度から取り組んだ事業です。年二回、延 12 万件通知し、利用促進を促しました。ジェネリック医薬品のさらなる利用促進にむけて、本年度も差額通知を行います。

続きましては 10 の市町村後期高齢者医療事業に対する補助金事業です。このうち長寿・健康増進事業では、高齢者の死亡原因の上位にある肺炎を予防する肺炎球菌予防接種、これは 1 回接種すると 5 年間有効となりますが、30 市町村で実施されました。

以上で主要な施策の成果報告書の説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○会計管理者（佐藤浩之君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 佐藤会計管理者。

○会計管理者（佐藤浩之君） それでは、平成 23 年度山形県後期高齢者医療広域連合・一般会計、及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

始めに一般会計の歳入歳出決算書についてでございます。

まず、歳入をご説明申し上げます。1 款の分担金及び負担金でございますが、これは、市町村からの事務費負担金であり、予算現額 6 億 1,581 万 4,000 円に対し、調定額、収入済額とも同額となっております。

2 款の財産収入でございますが、これは、基金利子収入で、収入済額は 21 万 9,935 円でございます。預金利率の低下により、予算額に比べ約 4 万円の収入減となっております。

3 款の繰越金は平成 22 年度からの繰越金であり、収入済額は、6,100 万 5,013 円でございます。

次に、4 款の諸収入でございます。1 項の預金利子の収入済額は、10 万 3,317 円、2 項の雑入につきましては、収入済額、52 万 7,293 円となっております。

以上、歳入合計につきましては、予算現額 6 億 7,753 万 7,000 円に対し、調定額は、6 億 7,766 万 9,558 円であり、収入済額も同額でございます。なお、不納欠損額、収入未済額についてはございませんでした。

次に、歳出についてご説明申し上げます。1 款の議会費につきましては、支出済額は、50 万 8,249 円となっております。

2 款の総務費でございますが、1 項総務管理費の支出済額は 2 億 3,703 万 1,899 円であり、971 万 8,101 円の不用額となっております。不用額の主なものは、派遣職員人件費の減でございます。次に、2 項の選挙費、3 項の監査委員費でございますが、支出済額はそれぞれ 1 万 8,000 円、7 万 5,190 円となっております。

3 款の民生費でございますが、支出済額は 3 億 8,794 万 5,118 円であり、3,705 万 4,882 円の不用額でございます。

次に、4 款の予備費でございますが、予算現額 500 万円に対して、支出はありませんでした。

以上、歳出合計では、予算現額 6 億 7,753 万 7,000 円に対して、支出済額は 6 億 2,557 万 8,456 円であり、5,195 万 8,544 円の不用額でございます。

続きまして後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入についてご説明申し上げます。1 款の分担金及び負担金は、1 項の市町村負担金の収入済額が、213 億 8,461 万 1,683 円となっております。1 目の保険料等負担金で、保険料収入が所得の低迷などにより見込より減少したため、予算現額に比べ、約 1 億 3,000 万円の収入減となっております。

2 款の国庫支出金は、1 項の国庫負担金につきまして、収入済額は 334 億 4,983 万 7,332 円でございます。国からの高額医療費負担金の追加交付決定があったことなどから、予算額に比べ約 4,800 万円の収入増となっております。2 項の国庫補助金の収入済額は 145 億 7,090 万 7,425 円でございます。1 目の調整交付金で、市町村事業分の長寿・健康増進事業などに対して交付される特別調整交付金が、見込より増額されて交付決定となったことなどから、予算額に比べ約 2,500 万円の収入増となっております。

3 款の県支出金、1 項の県負担金でございます。収入済額は 113 億 2,369 万 141 円となっております。2 項の県財政安定化基金支出金でございますが、平成 23 年度は、基金の活用はなかったため、決算額は 0 円となっております。

4 款の支払基金交付金でございますが、収入済額は 561 億 207 万 3,000 円でございます。療養給付費が見込より減少したため、予算額に比べ約 9 億 8,000 万円の収入減となっております。

5 款の特別高額医療費共同事業交付金でございますが、収入済額は 2,365 万 6,635 円でございます。該当レセプトが見込より多かったため、国保中央会からの交付金が増加したことにより、予算額に比

べ約 1,200 万円の収入増となっております。

6 款の繰入金、1 項一般会計繰入金でございますが、これは、一般会計からの事務費繰入で、収入済額は、3 億 8,794 万 5,118 円でございます。2 項、基金繰入金でございますが、収入済額は、10 億 6,649 万 6,665 円でございます。保険料の軽減額が見込より少なかったため、繰入必要額が減少したことにより、予算額に比べ約 4,200 万円の収入減となっております。

7 款の繰越金でございますが、これは平成 22 年度からの繰越金であり、収入済額は 28 億 6,392 万 8,473 円となっております。

次に 8 款の諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料につきましては 83 万 7,770 円、2 項預金利子につきましては、563 万 7,578 円の収入済額でございます。3 項雑入でございますが、収入済額は 1 億 5,341 万 4,654 円となっております。2 目返納金ですが、これは税の修正申告等があり、自己負担割合がさかのぼって 1 割から 3 割に変更なったために本人から返納してもらったものでございます。年度内に返納されなかった 4 万 9,736 円について、収入未済額が出ております。

以上、歳入合計では予算現額 1,423 億 5,917 万円に対し、調定額 1,413 億 3,308 万 6,210 円、収入済額 1,413 億 3,303 万 6,474 円、収入未済額 4 万 9,736 円でございます。なお、不納欠損額はございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。1 款総務費、1 項総務管理費は支出済額 4 億 2,434 万 3,571 円となっております、4,204 万 9,429 円の不用額でございます。不用額の主なものとしては、委託料では、被保険者証や各種通知書作成業務委託などでの入札請差による減および償還金利子及び割引料では、一時借入の必要がなかったことなどでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、支出済額 1,337 億 8,870 万 9,087 円となっております、24 億 2,105 万 6,913 円の不用額でございます。主なものとしては、1 目の療養給付費で、診療報酬等の請求が見込を下回ったためでございます。次に、2 項審査支払手数料は、支出済額 4 億 6,161 万 6,455 円でございます。1,220 万 6,545 円の不用額でございますが、レセプトの件数が見込を下回ったためでございます。3 項の高額療養諸費でございますが、支出済額 11 億 6,113 万 6,011 円であり、3,827 万 3,989 円の不用額でございます。次に、4 項その他医療給付費、1 目葬祭費でございます。申請が見込を上回ったため、2 款 1 項 1 目療養給付費から 2,010 万円を流用し、5 億 8,745 万円の支出済額となっております。

3 款の県財政安定化基金拠出金は、支出済額 1 億 741 万 7,000 円となっております。

4 款の特別高額医療費・共同事業拠出金は、支出済額 984 万 2,765 円となっております、147 万 235 円の不用額でございます。これは、拠出割合が見込より少なかったことから、国保中央会への拠出金が減少したためでございます。

5 款の保健事業費は、支出済額 2 億 5,385 万 1,618 円でございます。1,425 万 3,382 円の不用額でございますが、健康審査等の受診者数が見込を下回ったためでございます。

6 款の基金積立金は、支出済額 9 億 1,695 万 7,640 円でございます。

7 款の諸支出金は、支出済額 12 億 3,667 万 4,187 円であり、249 万 1,813 円の不用額でございます。主なものとしては、1 目保険料還付金の請求が見込を下回ったためでございます。

次に、8 款の予備費でございます。予算現額 8 億 7,878 万 6,000 円に対して、支出はありませんでした。なお、予備費は、平成 24 年度 25 年度の保険料上昇抑制分として活用する 8 億 7,400 万円が主なものとなっております。

以上、歳出合計は、予算現額 1,423 億 5,917 万円に対して、支出済額は 1,389 億 4,799 万 8,334 円であり、34 億 1,117 万 1,666 円の不用額でございます。

次は、「実質収支に関する調書」でございます。

まず、一般会計でございます。一般会計の実質収支額につきましては、歳入歳出差引額と同額の 5,209 万 1,000 円となっております。なお、この全額を翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、特別会計でございます。特別会計の実質収支額につきましては、歳入歳出差引額と同額の、23 億 8,503 万 8,000 円となっております。なお、この全額を、翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、「財産に関する調書」でございますが、1 公有財産、2 物品、3 債権については、該当ございません。4 基金、(1) 後期高齢者医療制度臨時特例基金でございますが、これは、保険料軽減等に係る財源として国から交付された、臨時特例交付金を積み立てたものでございます。前年度末現在高は、16 億 9,215 万 2,815 円でございます。決算年度中増減高 1 億 4,932 万 1,956 円の減の内訳ですが、新たに積み立てた金額が、9 億 1,717 万 4,709 円、取り崩した金額が、10 億 6,649 万 6,665 円となっております。この結果、平成 23 年度、決算年度末現在高は、15 億 4,283 万 859 円となっております。

次に、(2) の財政調整基金でございますが、これは、突発的なシステム改修などに備え、平成 21 年 2 月の定例議会で承認をいただき、平成 19 年度市町村事務費精算金の一部を、積み立てたものでございます。前年度末現在高は、952 万 8,974 円でございます。決算年度中増減高の内訳ですが、預金利子 2,866 円を新たに積み立てたものとなっております。この結果、平成 23 年度、決算年度末現在高は、953 万 1,840 円となっております。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わりますが、よろしくご審議のう え、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（蒲生光男君） 次に代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

○代表監査委員（安達重晴君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 安達代表監査委員。

○代表監査委員（安達重晴君） ただいま上程されました議第 8 号 平成 23 年度山形県後期高齢者医療広域連合 一般会計 歳入歳出決算認定及び、議第 9 号 平成 23 年度 山形県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定に係る審査につきまして、ご説明いたします。

決算審査につきましては、6 月 11 日付けで、広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。

審査にあたりましては、第 3、審査の方法に記載のとおり実施いたしました。

審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、政令で定めるその他書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行状況についてもおおむね適法かつ適正に執行されているものと認められました。また、各基金は、それぞれの設置の目的に沿って運用されており、計数は正確で、その執行は、適正と認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので省略いたします。

広域連合は制度運営を通じて、高齢者の健康づくりや医療給付を実施するという重要な役割を担っております。現在、国においては、後期高齢者医療制度の見直しについて検討されておりますが、いまだ先行きが不透明な状態が続いております。現行制度施行時のような混乱がおきないように、関係市町村はもとより、医療関係者、県などの関係機関と密接な連携を図り、今後とも、県民から幅広く理解が得られるように努めていただきたいと思います。

また、医療費については、高齢者の増加とともにますます上昇していくのは避けられませんが、健康診査の実施やジェネリック医薬品の利用促進など、医療費適正化事業を積極的に推進し、健全かつ効率的な財政運営が図られるよう要望し、決算審査の意見といたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第8号及び議第9号について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第8号及び議第9号は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議第10号 及び 日程8 議第11号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第7 議第10号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、及び日程第8 議第11号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○**連合長（市川昭男君）** ただいま上程されました議第10号及び議第11号につきまして、ご説明申し上げます。

議第10号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5,209万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ6億8,286万4,000円とするものであります。

議第11号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ15億1,591万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,470億7,536万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○**事務局次長（森谷健君）** 議長。

○**議長（蒲生光男君）** 森谷事務局次長。

○ **事務局次長（森谷健君）** それでは、議第10号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入補正につきましては、3款1項繰越金に5,209万1,000円を増額計上しております。これは、平成23年度の決算認定に伴いまして、前年度の歳入歳出差引額と本年度の繰越金を同額にしようとするものでございます。

歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に5,209万1,000円を増額しております。平成23年度の事務費にかかる市町村負担金の、精算に伴う返還金としてでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

特別会計の議第11号につきましては、説明員を交代させていただきたく存じます。

○**事業課長（長瀬吉徳君）** 議長。

○**議長（蒲生光男君）** 長瀬事業課長。

○**事業課長（長瀬吉徳君）** 引き続きまして、議第11号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入補正について申し上げます。

1款分担金及び負担金では、東日本大震災と東電福島原発事故の被災者に対する保険料の減免見込分を、国が補助する分として55万6,000円を減額するものです。

2款1項国庫負担金では、高額医療費負担金の平成23年度の実績により追加交付される208万9,000円を計上するものです。

2款2項国庫補助金では、本年度震災関連の給付費の減免に対し交付されます国の特別調整交付金が227万6,000円と平成23年度実績による追加交付分10万3,000円の合計237万9,000円。また本

年度原発避難者の給付費減免に対する災害臨時特例補助金 75 万 4,000 円を計上しております。

7 款繰越金は、平成 23 年度の決算認定により確定しました剰余金全額を繰り越すため、15 億 1,125 万 3,000 円を追加計上するものです。

次に、歳出補正について、2 款 1 項 1 目療養給付費ですが、先ほど歳入の 2 款の説明で触れましたが、震災関連避難者給付費軽減分の特別調整交付金災害現年度 227 万 6,000 円と災害臨時特例補助金 75 万 4,000 円の合計額 303 万円から、歳入 1 款の保険料等の減額分 55 万 6,000 円の差し引きとなり、震災関連分特別調整交付金 185 万円、原発関連分の特例補助金 62 万 4,000 円の合計額 247 万 4,000 円を計上するものです。

次に、7 款 1 項 3 目償還金は、平成 23 年度の保険給付費等の実績に基づき、国からの負担金、補助金等の精算が 3 億 4,878 万 6,000 円、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金の精算が 4 億 8,467 万 2,000 円で、計 8 億 3,345 万 8,000 円を返還するものであります。

8 款予備費 6 億 7,998 万 7,000 円は、市町村から交付された療養給付費負担金の返還額の財源に充てるとともに、次年度の財源として活用するものです。

以上で説明を終わります、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第10号及び議第11号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号及び議第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議第12号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第9 議第12号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第12号につきましては、広域連合の情報公開・個人情報保護審査会委員につきまして、井上弓子委員を選任することについて、広域連合情報公開条例第22条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

原案のとおり、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲生光男君） それでは、議案に対する質疑を。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第12号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議第12号については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（蒲生光男君） 以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、国においては、後期高齢者医療制度の見直しについて、今後設置される「社会保障制度改革国民会議」で検討することとされており、制度の先行きについて不透明な状況ではありますが、現行制度が続く限り、制度をしっかりと運営し、高齢者が安心して健康な生活ができるよう、医療の確保

に努めてまいりたいと存じますので、皆様には更なるご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（蒲生光男君） 本日は、皆さん大変ご苦勞様でございました。

これをもちまして、平成 24 年 7 月山形県後期高齢者医療広域連合議会 定例会を閉会いたします。

午後 2 時 4 0 分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 蒲生 光男

署名議員 佐藤 忠吉

署名議員 佐藤 誠七